

平和祈念式典祭壇設営等業務委託仕様書

明石市（以下「市」という。）が委託する平和祈念式典祭壇設営等業務委託（以下「委託業務」という。）の仕様は次のとおりとする。

1 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年6月7日（土）まで

2 委託内容

（1）式典開催日時及び会場

日時 令和7年6月7日（土）午前11時から正午まで

会場 明石市立市民会館（アワーズホール）中ホール

（2）委託業務内容

ア 祭壇設営に関すること。

- ① 中ホール舞台上に追悼用生花祭壇（巾 540 cm～900 cm・高さ 180 cm～240 cm（台座 60 cmを含む））を設置すること。
- ② 祭壇中央に市所有の表示板（横 180 cm・縦 90 cm、発泡スチロール製）を取り付けること。
- ③ 前日（6月6日（金））午後1時から午後5時までの間に資材の搬入及び設営を行うこと。
- ④ 式典及び献花贈呈終了後、速やかに撤去すること。
- ⑤ 舞台上で画鋸は使わないこと。
- ⑥ 客席及び舞台を汚さないために、花をさばくときはブルーシートを敷いた上で行うこと。

イ 献花に関すること。

- ① 次のものを当日（6月7日（土））午前9時に納入すること。

主賓用献花（白菊3本セットにした献花） 10本

一般用献花（白菊1本献花） 150本

贈呈献花用として生花用包装紙及びビニール袋 各150枚

- ② 式典進行に精通したスタッフ4名を配置し、献花時の参列者誘導に従事すること。
- ③ 式典終了後、生花の取り扱いに精通したスタッフにより、贈呈用花束を作成すること。
贈呈用花束は、献花した白菊及び祭壇に使用した生花により作成し、包装し、生花用ビニール袋に入れるものとする。作成数は150セットを限度に参列者数により指示する。
- ④ スタッフは、礼服等式典にふさわしい服装で従事するものとする。
- ⑤ 献花贈呈終了後、余った生花、包装紙、ビニール袋は受託者において処分すること。

3 損害賠償

不慮の事故による資材の破損・盗難・災害が発生した場合は委託業務受託者がその責を負うものとする。

4 その他

- (1) 市が式典の中止または延期等をする必要があると判断した場合は、式典開催日の2週間前までに委託業務受託者に対し、協議を申し入れることができることとし、委託業務受託者は協議に応じることとする。
- (2) その他疑義が生じた場合は、市及び委託業務受託者が協議の上、決定する。